

洋上風力発電導入検討調査業務委託 仕様書

1 業務名

洋上風力発電導入検討調査業務

2 業務の目的

国では、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、再生可能エネルギーの導入が急速に進められている。

本県では、グリーンイノベーション基金を活用した「浮体式洋上風力発電」の実用化に向けた実証事業の実施先として、株式会社シーテックを幹事会社とするコンソーシアムが共同提案した渥美外海（田原市・豊橋市沖）での浮体式洋上風力実証事業（以下「浮体式実証事業」という）が、2024年6月に採択され、実証運転に向けて準備が進んでいる。

洋上風力発電の導入に当たっては、設置海域の先行利用者、特に漁業関係者の理解が不可欠である。このため、洋上風力発電設備が漁業に及ぼす影響を十分に考慮しつつ、丁寧な合意形成を進めていくことが求められている。

これまで、愛知県沖においては、洋上風力発電設備の設置事例がなく、設備設置に伴う操業環境の変化が、渥美外海で操業する漁業者の操業や経営に与える影響については、現時点で明らかとなっていない。

このため本業務では、今回の浮体式実証事業を事例として、発電設備の導入が漁業者に与える影響を把握することを目的として、渥美外海における操業等への影響把握に資する調査を実施する。

3 業務の概要

洋上風力発電設備の導入にあたり、漁業操業等への影響の把握するため、以下の調査を実施する。なお、実証海域や設置風車等の条件は〔参考〕のとおり。

4 委託業務

※受託者決定後に企画提案書に基づき、県と受託者で協議の上、業務内容の詳細を決定する。

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務の内容、業務対象区域（渥美外海）の現地概要について把握し、業務遂行のための方法や行程等についての必要な企画立案を行う。

(2) 情報の収集・整理

ア 操業実態の把握

既存資料やヒアリング等をもとに、風車設置海域周辺における漁業種類の操業実態を把握する。想定する漁業種類は、いわし・いかなご船びき網漁業、しらす機船びき網漁業、渥美外海底びき網漁業、改良備前網漁業、沖合底びき網漁業であるが、必要に応じて他の漁業種類についても対象とすることを妨げるものではない。

イ 操業形態の把握

既存資料やヒアリング等をもとに、漁業種類ごとに曳網方法、曳網距離などの操業形態を把握する。

ウ 漁業経営状況の把握

既存資料やヒアリング等をもとに、過去5年間分の漁業種類ごとの水揚げ金額や付加価値額を把握する。

エ その他

発電設備の導入が漁業者に与える影響を本県が把握するにあたって、情報整理及び技術的助言等のサポートを行う。

[参考] 実証海域、風車等仕様

風車本体

1. 設置位置 愛知県田原市・豊橋市沖の実証海域内（図1参照）において県が指定する1箇所。（占有区域は2km×3km以内とする）
2. 風車仕様 （基数）1基 （出力）15MW級
3. 基礎仕様 （形式）浮体式セミサブ型 （幅）約100m
4. 係留仕様 （形式）カテナリー係留 （索延長）約900m/本
5. 海底ケーブル仕様 （亘長）約17.5km （直径）約240mm
（海底ケーブル敷設船の周囲300mを侵入禁止範囲とする）
6. 設置期間 3年間（工事期間を含む）

フローティングライダーシステム（FLS）

1. 設置位置 愛知県田原市・豊橋市沖の実証海域内（図2参照）において県が指定する2箇所。
2. 係留仕様 （形式）2点係留方式 （索延長）約75m/本、約55m/本
3. 設置期間 1年間

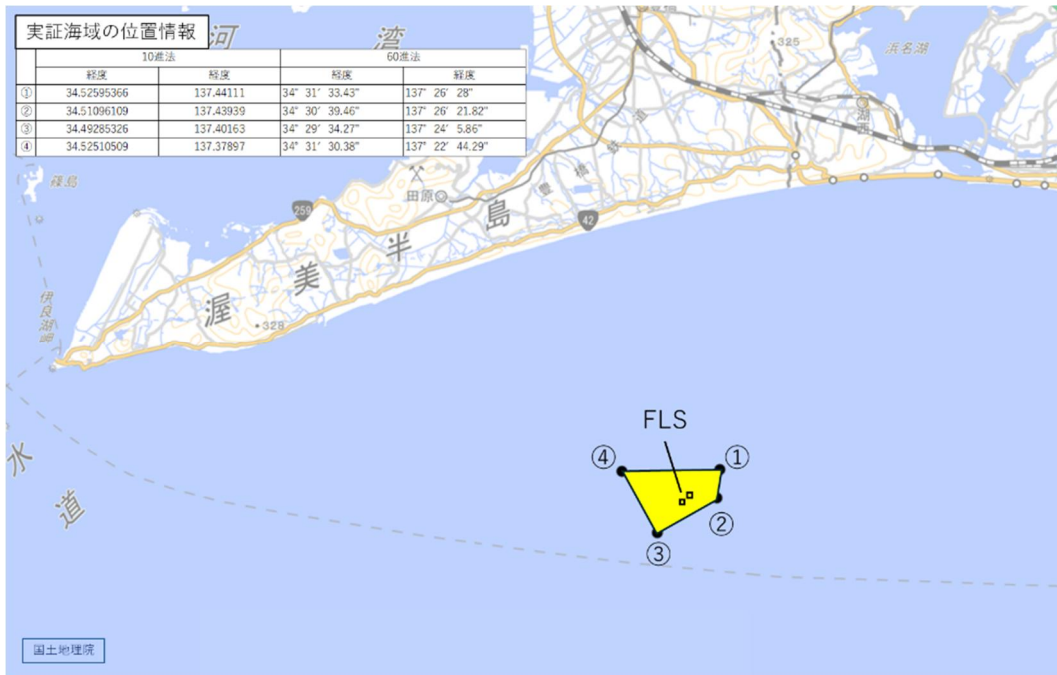


図 1. 愛知県田原市・豊橋市沖の実証海域

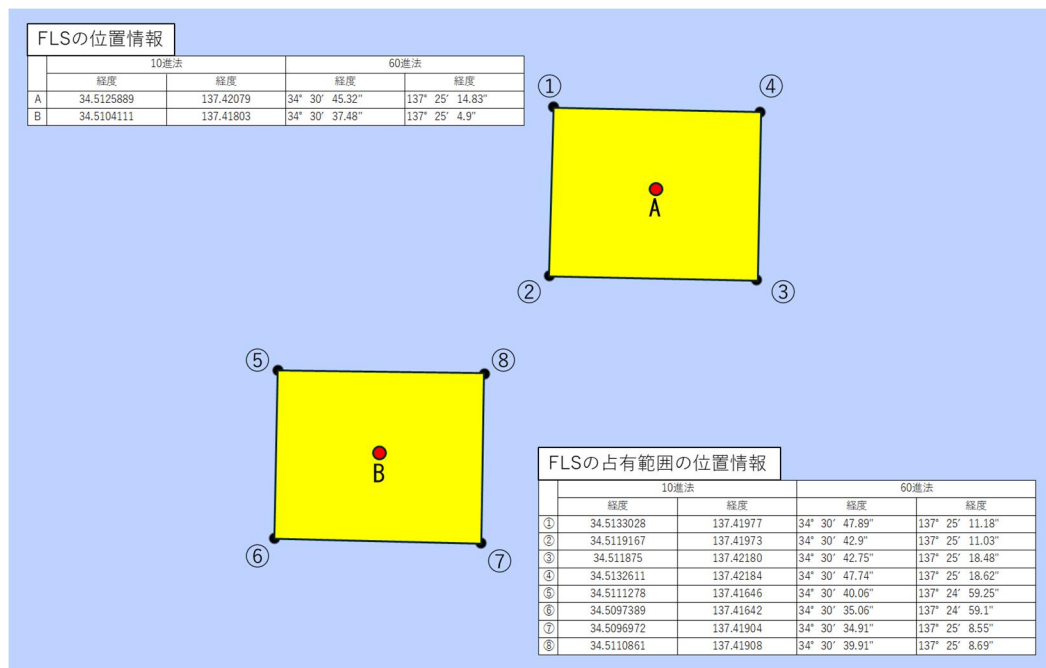


図 2. FLS の占有区域

5 成果物

本業務の成果物として以下を取りまとめて提出すること。

- | | | |
|-------------------------------|------|-----|
| (1) 報告書 (A 4 判簡易製本、A 3 判の折込可) | 印刷物 | 2 部 |
| (2) 上記 (1) の原稿一式 (電子データ) | 電子媒体 | 一式 |
| (3) その他本業務に使用した各種資料の電子データ | 電子媒体 | 一式 |

6 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課

7 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

8 その他

- (1) 業務を円滑に進めるため、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本県の承諾を受けるとともに、調査段階ごとに本県と十分に協議、調整を行うものとする。なお、本業務の実施においては、田原市・豊橋市沖における浮体式実証事業についても考慮すること。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本県と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況を定期的に本県に報告するとともに、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を本県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 成果物はすべて本県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。
- (7) 業務の実施に伴う手続き等については、受託者が行うものとする。なお、それに係る費用等、事業の実施に必要な費用はすべて受託者が負担するものとする。費用に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間、県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本県と協議して決めるものとする。